

ケアマネ ジャーの 役割

町田市

いきいき生活部介護保険課

はじめに

- ・令和4年3月にトーマツより「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」が発行
- ・令和4年9月に「介護保険最新情報vol.1101」で当マニュアルの活用が示された

[多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル](#)

[介護保険最新情報vol.1101](#)

多機関・多職種連携による ヤングケアラー支援マニュアル

～ケアを担う子どもを地域で支えるために～

令和4年3月
有限責任監査法人トーマツ

支援の流れ



ヤングケアラーの発見



本人や家族の意思確認



リスクアセスメント

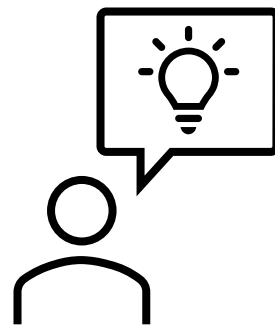


初期介入



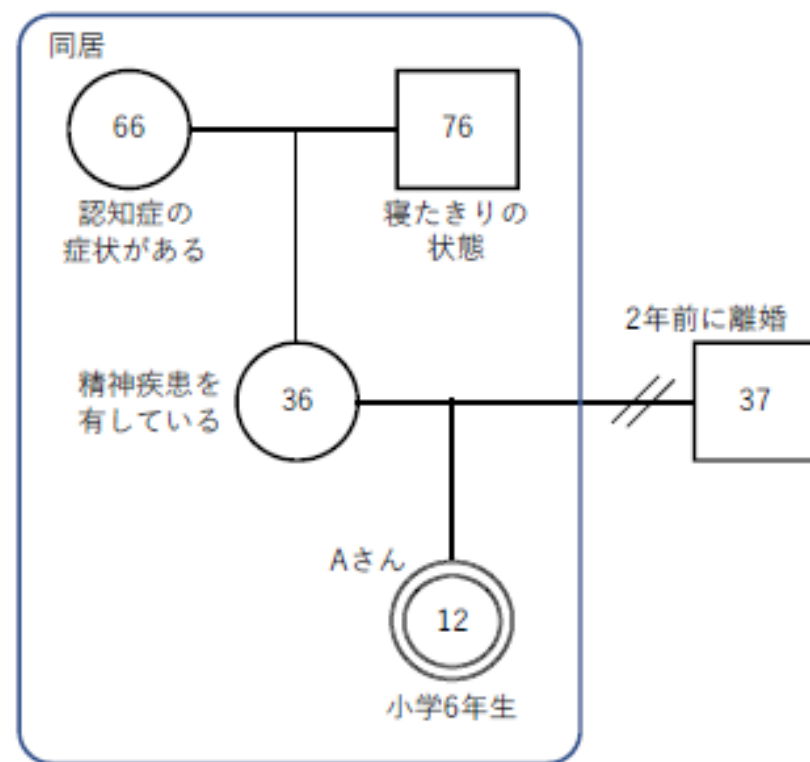
多機関連携

ヤングケアラーの発見

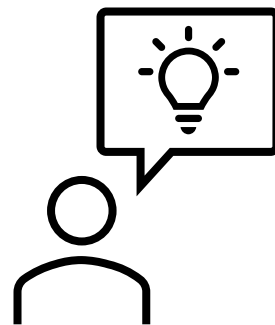


1. 状況

- 対象となる女児の A さんは小学校 6 年生。2 年前に両親が離婚し、現在は母親、母方の祖父母と同居している。
- 母親は精神疾患を有しており、母方の祖父はほぼ寝たきりの状態。母方の祖母は認知症の症状がある。



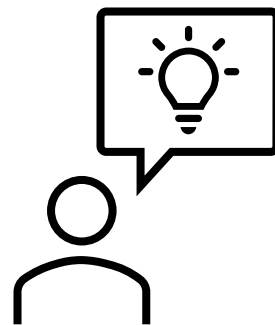
ヤングケアラーの発見



ヤングケアラーの発見

- Aさんの祖父への支援を担当しているケアマネジャーは、初回アセスメントで自宅を訪問した時に、家族の状況を把握し、Aさんが祖父母や母親の身の回りの世話を担わざるを得ない状況にあることを認識。
- 家族の状況を心配したケアマネジャーは、地域包括支援センターの担当者に相談。地域包括支援センターを通じて、精神疾患を有するAさんの母親に対する支援状況等を自治体の障害福祉部門担当者に確認。
- Aさん本人に対しては、まずは、ケアマネジャーが話を聞くことになった。

ヤングケアラーの発見

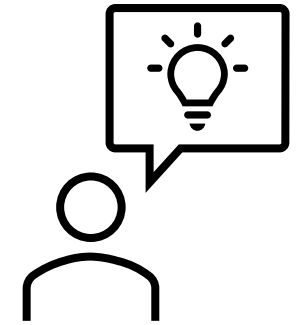


本人や家族の意思確認

- ケアマネジャーが A さんと話したところ、A さんは母親や祖父母の世話をするため、「友達と遊んだり勉強したりする時間がとれない」ことを悩んでおり、その時間をもっと持つことができれば嬉しいとのことだった。
- ケアマネジャーから A さんの母親にも話を聞いたところ、母親は、自分が精神疾患を有することはあまり人に知られたくなく、これ以上の関わりは求めないとのことだった。

ヤングケアラーの発見

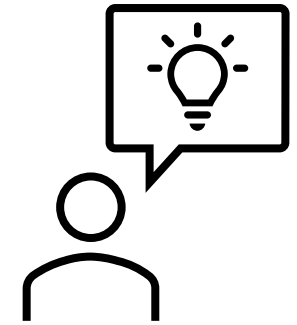
- 家庭内の問題で、表に出にくい
 - 子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」であることを認識していない
 - 家族の問題にどこまで介入すべきかが分からない
- 「ヤングケアラーがいるかもしれない」ことを意識



ヤングケアラーに気づくためのポイント

2	高齢者福祉 (高齢福祉事業所、地域包括支援センター、自宅等)	<ul style="list-style-type: none">◇ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u>◇ 日常の家事をしている姿を見かけることがある
8	その他	<ul style="list-style-type: none">◇ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> (保健師による家庭訪問時、物資支援時等)◇ ごみ問題の発生◇ 家賃不払いにより自宅を退去◇ 子どもが親の通訳をしている◇ 教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある◇ 児童家庭支援センター等において、家族のケアを行う子どもに関する相談がある

下線部分は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告（令和2年）」のアセスメントシートからの引用。その他は本事業におけるアンケート調査結果及び本事業の有識者委員の助言をもとに作成。



アセスメントシートの活用

健康に生きる権利	
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない	★
<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある	★
<input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	<input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた
<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口に出している	<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた
<input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口に出している	<input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない
<input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない	<input type="checkbox"/> 虫歯が多い
<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）	
子どもらしく過ごせる権利	
<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない	★
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している	★
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている	★
<input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける	<input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
<input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない	<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた

自分がしているケアの仕事

MADA-YO18

まずこまを記入して下さい
 名前(イニシャル) _____
 生年月日 _____
 今日の日付 _____
 ヤングケアラーサービスの名前 _____

以下は、家族を手伝うためにヤングケアラーがしている、いくつかの作業です。この1か月にあなたがしたことと考えてみて下さい。それぞれの項目を読んで、あなたがこの1か月にそれらの仕事をどれくらいやったかを示すために、当てはまるものに○をして下さい。よろしくお願ひします。

	全くしなかった	時々した	よくした
1 自分の部屋を掃除する			
2 他の部屋を掃除する			
3 お皿を洗う、または食器洗い機に入れる			
4 部屋を振りつける			
5 食べ物の買い出しの責任を持つ(つまり、買い物リストを考え、それを買う)			
6 重いものを持ち上げたり運んだりするを手伝う			
7 家のお金に関すること、たとえば請求書を処理したり、銀行にお金を出し入れたり、福祉手当などを受け取ったりするのを助ける			
8 家にお金を入れるためにアルバイトをする			
9 あなたがケアしている人のために、通訳をしたり、手紙や他のコミュニケーション手段を使ったりする			
10 あなたがケアしている人の衣服の洗濯を助ける			
11 あなたがケアしている人の洗濯を助ける			
12 あなたがケアしている人の入浴やシャワーを助ける			
13 あなたがケアしている人につきまとい、たとえばそばに座ったり車を運転したり話かけたりする			
14 あなたがケアしている人が大丈夫か確認するために見守る			
15 あなたがケアしている人を外に連れ出す(散歩や友達や親戚に会うためなど)			
16 きょうだいを学校に送っていく			
17 他の大人がそばにいる状態できょうだいの世話をする			
18 自分一人できょうだいの世話をする			

MADA-YO18

Copyright © 2012 Fiona Becker, Saul Becker, Stephen Joseph & Steve Hazel. All rights reserved.
 Developed for Carers Trust by Young Carers International Research and Evaluation,
 School of Sociology and Social Policy, University of Nottingham, University Park, Nottingham NG1 2RD.

アセスメントシートの活用

ヤングケアラー

チェックリスト

- お手伝いを越えた、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事を多くしている。
- 幼いきょうだいの世話をしている。
- 障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかしをしている。
- 日本語が話せなかったり、障がいのある家族のために、通訳をしている。
- 家計を支えるために、働かなくてはならない。
- アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
- がん・難病・精神疾患など慢性的な病気を抱える家族の看病をしている。
- 障がいや病気のある家族の入浴やトイレ介助など身の回りの世話をしている。

※周囲に一つでもチェックリストにあてはまりそうなお子さんを見かけたり、やさしいお声かけと、そのお子さんにとって必要な相談先へつなげてください。

本人や家族の意思確認

○本人や家族が現状をどう捉えているか、支援が必要と考えているか、意思や希望を確認

↳本人たちが意図しないところで支援が進められる行き違いを防ぐ

○本人や家族との信頼関係を構築していく上で大切

《注意》

子どもは支援を希望しているが、家族は家族の状況を人に言いたくない場合

↳家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーである子どもを中心とした支援を検討



本人や家族の意思確認

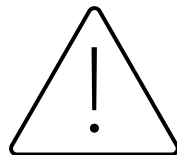
図表 11：本人や家族の意思を確認する際のポイント

- ◇ 虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重する。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、ヤングケアラー本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられる。
- ◇ ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割がある。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もある。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢は極めて重要である。

本事業におけるアンケート調査結果及び本事業の有識者委員の助言をもとに作成。

※本人や家族の意思確認は、この段階に限って一度だけ行うものではない。支援の中で、必要に応じて繰り返し行い、本人や家族の状況や意思を確認する。

リスクアセスメント



○すぐに支援につなげる必要があるか判断

↳本人や家族の命や心身に危険が及ぶか

↳重大な権利侵害がないか

※速やかに児童相談所、自治体に連絡

※児童相談所による一時保護、自治体による緊急の福祉サービス導入、入院などの対応が検討される場合も

児童相談所相談専用ダイヤル（厚生労働省）0120-189-783

子ども生活部子ども家庭支援センター（町田市）042-724-4419

初期介入のポイント

- 発見・把握した機関が初期介入を行う
- 支援に必要なアセスメントを行う
- 本人や家族の意思を尊重

図表 12：初期介入時に意識すべきポイント

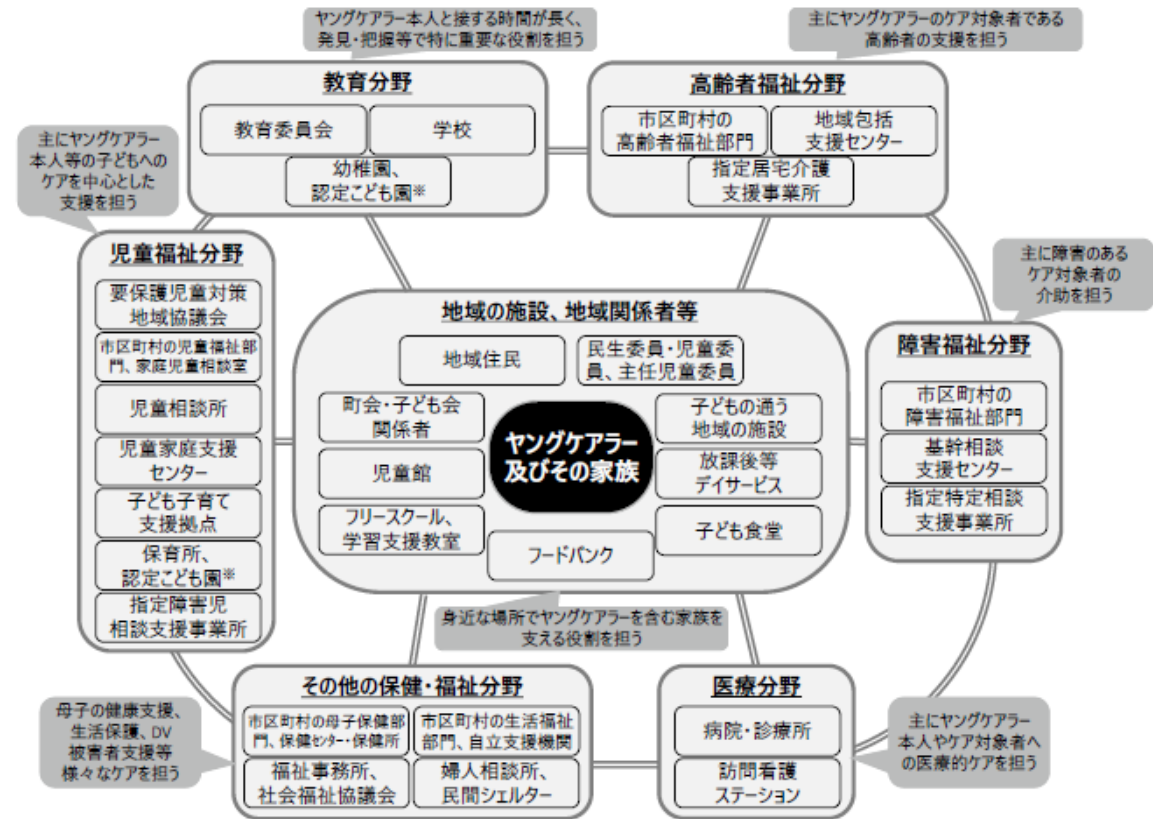
通番	ポイント	解説
1	ヤングケアラーを発見・把握した機関が初期介入を行う	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>日頃から子どもと接する時間が長い程、変化に気づきやすい。</u>その点、<u>学校はヤングケアラーを発見しやすい立場</u>にあり、ヤングケアラー本人にとっても、日頃から接している学校の先生の方が話しやすい場合が多い。 ◇ 学校に限らずとも、まずは<u>ヤングケアラーを発見・把握した機関が本人や家族から話を聞く</u>のが望ましい。
2	支援に必要なアセスメントを行う	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ヤングケアラーや家族などが行う<u>ケア内容や時間を把握し、必要なケアの全体像とヤングケアラーが担っている部分を整理</u>する。 ◇ ヤングケアラーの<u>生活状況を把握</u>する他、<u>平日と休日のスケジュール</u>も大まかに把握する。 ◇ ヤングケアラーの<u>身体的、精神的健康状態</u>を把握する。 ◇ <u>教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利など子どもの権利が守られているかを把握</u>する。 ◇ 上記の情報などを踏まえ、<u>支援の必要性について検討</u>する。
4	伴走支援の視点を持つ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ヤングケアラー本人や家族から家庭の状況について多くの情報を聞くことは、<u>過度な負担を強いる</u>ことにもつながりかねない。状況把握を急ぐあまりヤングケアラー本人や家族の意思を尊重できず、支援者との関係性がこじれてしまわないよう留意する。 ◇ ヤングケアラーやその家族が家庭の状況を知られることを望まない場合もある。焦らず、意思決定のサポートをしながら、本人や家族に<u>寄り添い続けていく</u>中で話が聞ける場合もある。 ◇ 家庭の状況は複雑であり、簡単に解決できるものではないため、単にサービスを提供するだけでなく、ヤングケアラー本人や家族に<u>寄り添い、長期的な関わり</u>が必要。

連携して行う支援が必要となる場合

・連携先を確認

└ 機関の役割（できること/できないこと）をある程度把握

図表 13： ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



※認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる

連携して行う支援が必要となる場合

・連携先を確認

↳ 機関の役割（できること/できないこと）をある程度把握

教育

名称	電話番号	受付時間	事業内容
町田市教育センター	042-792-6548	9:00~12:00 13:00~16:00 (月・水・金)	市内の年長から18歳までの子どもに関する教育相談

保健

町田市保健所		
受付時間	8:30~17:00(土日祝、年末年始は休み)	
名称	電話番号	事業内容
保健予防課母子保健係 (母子保健に関する相談)	042-725-5127	母子保健(妊娠・出産・育児)に関する相談を受け付けています。 場所:健康福祉会館
保健予防課精神保健係 (精神保健に関する相談)	042-722-7636	精神保健(こころの病・アルコール・薬物依存・ひきこもり等)に関する相談を受け付けています。 場所:保健所中町庁舎
保健予防課難病保健係 (難病に関する相談)	042-722-0622	難病に関する相談を受け付けています。場所:保健所中町庁舎
保健予防課 <鶴川地域にお住まいの方> (母子保健、精神保健、難病に関する相談)	042-736-1600	母子保健(妊娠・出産・育児)、精神保健(こころの病・アルコール・薬物依存・ひきこもり等)、難病に関する相談を受け付けています。 場所:鶴川保健センター

ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス

図表 15： ケース別のサービス提供例

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例
1	ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合	<ul style="list-style-type: none">◇ 居場所の提供 (子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等)◇ ケア対象者のレスパイト入院◇ 子どものレスパイトを目的とした一時的な保護対応◇ 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) (本人利用等)
2	ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	<ul style="list-style-type: none">◇ ヤングケアラー同士のピア・サポート◇ 家族会 (障害等により様々な存在)◇ オンラインサロン
3	ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none">◇ カウンセリング◇ 養護教諭、学校医による相談対応◇ 医療サービス



※マニュアルには通番14まで記載

ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス

通番	ケース例	市内で利用可能な支援やサービス
1	ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合	まちだヤングケアラー相談室
		市内病院のレスパイト入院
		ショートステイ・トワイライトステイ
		市内子ども食堂
		市内子どもセンター
2	ヤングケアラー本人や家族が経験を共有できる相手を求めている場合	ヤングケアラーオンラインサロン
3	ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	スクールカウンセラー 市内のカウンセリングサービス
		養護教諭への相談
		市内病院の医療サービス

多機関連携の事例

通番	所属機関・ 専門職	事例
2	高齢者福祉 部門	◇ 学校から市区町村の母子保健担当者を通じて連絡が入り対応をした事例。子どもはおじと祖母の3人暮らしで、おじは仕事で帰宅が遅く、祖母は末期がんとなり、子どもが <u>祖母の急変時等に対応できるか不安</u> があった。 <u>地域包括支援センター</u> が調整し、 <u>民生委員・児童委員、自治会、スクールカウンセラーを集めた関係者会議を開催し、緊急時の対応や見守りについて確認した。</u>

実施可能な支援内容の例

図表 45 : 各専門職が自身の現在の職務の範囲内でヤングケアラーの支援を行う場合に実施可能な支援内容の例（アンケート調査より得られた事例）

通番	アンケート対象	実行可能な支援内容例
1	地域包括支援センターに所属する主任ケアマネジャー	<ul style="list-style-type: none">◇ 介護保険サービスの利用を提案し、ヤングケアラー自身の負担軽減方法を検討すること。◇ 介護サービス等の調整や要介護者への支援とともに、ヤングケアラー支援に必要な関係機関と連携すること。◇ 高齢者対応時に家庭内の状況を把握すること。
2	居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー	<ul style="list-style-type: none">◇ 訪問時に、高齢者のみならず、ヤングケアラー本人の困り事等を聞き取れるよう信頼関係を築き、自分の心のうちを話してもらえよう努力すること。また、抱えている課題を解決するためにはどのような方法があるか、調べ、伝え、連携機関を増やしていき、問題解決を図ること。◇ 時間の空くときの訪問、お金のかかるサービス以外の支援を得られそうな体制を模索すること。◇ 介護者の介護負担軽減をはじめ、経済面や健康面等、多岐にわたると想定されるニーズに対し支援機関と連絡調整等の介入をすること。



介護給付との関わり

- ・生活援助との関わり
- ・2024年度介護報酬改定について

生活援助との関わり

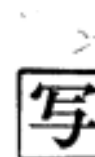
・平成19年「介護保険最新情報vol.26」

「市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい。」

・平成21年「厚生労働省老健局振興課長通知」で再周知。

・令和4年「介護保険最新情報vol.1101」で再周知。

※同居家族等が障害や疾病等の理由により家事を行うことが困難な場合や、その他やむを得ない事情により家事が困難な場合などに限って利用が認められるが、利用者に同居家族がいることをもって一律に本人への生活援助が位置付けられないというものではない



老振発1224第1号
平成21年12月25日

各都道府県介護保険主管課（室）長 殿

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて

厚生労働省老健局振興課長



標記については、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」（平成20年8月25日付老健局振興課事務連絡）等を通じて、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるべきものであることを改めて周知するとともに、管内市町村、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に幅広く情報提供していただくようお願いしているところです。

しかしながら、依然として同居家族等の有無のみにより生活援助の提供が判断されているという指摘があることから、各都道府県におかれては、管内の市町村に対して、生活援助等において同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないよう、改めて周知徹底していただくようお願いいたします。

また、今般別紙のとおり、ご利用者向けに訪問介護サービスの内容をご案内するチラシを参考までに作成いたしましたので、市町村においてご活用されますようお願いいたします。

なお、市町村における周知に係る経費については、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供に係るものとして地域支援事業を活用することも可能ですので、あわせて管内市町村に周知いただくようお願いいたします。

2024年度介護報酬改定



社会保障審議会 介護給付費分科会（第239回）	資料 1
令和6年1月22日	

令和6年度介護報酬改定の主な事項について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

告示改正

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について、ヤングケアラーなどの多様な課題への対応を促進する観点等から見直しを行う。

居宅介護支援

【単位数】

< 現行 >

特定事業所加算（Ⅰ）	505単位
特定事業所加算（Ⅱ）	407単位
特定事業所加算（Ⅲ）	309単位
特定事業所加算（A）	100単位



< 改定後 >

特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位 (変更)
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位 (変更)
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位 (変更)
特定事業所加算（A）	114 単位 (変更)

【算定要件等】

- ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。
- イ (主任)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
- ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
- エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

ご清聴ありがとうございました
